

広島県告示第三百十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号）第五号の要件を満たす応急入院指定病院として、次の病院を指定した。

平成二十九年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 期 間
府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目 一番一―号	平成二九年五月一日から 平成三二年三月三十一日まで